

田中町温泉ケアセンター居宅介護支援重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

| | |
|---------|---|
| 事業所名 | 医療法人社団浅ノ川 田中町温泉ケアセンター 居宅介護支援事業所 |
| 所在地・連絡先 | 〒920-0007 金沢市田中町は16番地 (電話) 253-2282 (FAX) 253-2283 |
| 事業所番号 | 1750180075 |
| 管理者氏名 | 能村 幸一 |

(2) 事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 人数(人) |
|---------|--------------------|
| 管理者 | 1(介護支援専門員と兼務) |
| 介護支援専門員 | 2以上(常勤専従1以上、常勤兼務1) |

(3) 事業の実施地域

| | |
|---------|---------|
| 事業の実施地域 | 金沢市・河北郡 |
|---------|---------|

上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(4) 営業日

| | |
|--------|---|
| 営業日 | 月曜から金曜日 |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時 |
| 営業しない日 | 土曜日・日曜日・祝日・当施設創立記念日5月15日 お盆8月15日・16日 年末年始12月30日～1月3日 |

2 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- (1) 要介護認定の申請代行
- (2) 居宅介護サービス計画の作成
- (3) 指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整
- (4) 給付管理業務

3 費用

(1) 利用料

要介護・要支援（事業対象者）認定を受けられた方は、自己負担はありません。介護保険から全額給付されます。給付の内容については（別紙1）で説明します。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、ケアプラン作成が行えない場合があります。その場合は、各保険者と相談させていただきます。

(2) 交通費

1の（3）の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となる場合があります。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

田中町温泉ケアセンター居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方法

①利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、ケアプランに位置付ける指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。

*居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

④市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

(3) 従業員研修

介護支援専門員等の資質の向上を図るため、認知症ケア、感染症対策、虐待防止、権利擁護等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加機会の確保を計画的に行っています。

5 秘密保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしません。

6 個人情報を用いる場合の同意

あらかじめ事業者は、利用者及びその家族から、「介護保険サービス利用に係る個人情報の利用に関する同意書」をいただきます。

7 事故発生時の対応

居宅介護支援事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 サービス内容に関する苦情、虐待等に関する相談窓口

| | | |
|---------------|-------|----------------|
| 当事業所 相談窓口と責任者 | 責任者 | 管 理 者 |
| | ご利用時間 | 1の(4)の記載どおり |
| | ご利用方法 | |
| | 電話 | 253-2282(代) |
| | 面接 | 相談センターにお越し下さい。 |

責任者が苦情や虐待等の相談を受け付け、その苦情や相談の内容及び利用者の意向等の確認を行います。その改善状況等を担当介護支援専門員と検討し利用者に報告をします。

9 利用者様へのお願い

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼して下さい。

また、支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、利用者様の介護に関する重要な書類のため、契約書・重要事項説明書等は大切に保管下さい。やむを得ない事由で担当を変更する場合は、事前に連絡を致します。

平成17年 4月 1日施行
令和 3年 4月 1日改定

田中町温泉ケアセンター居宅介護支援事業所

居宅介護支援給付説明書

要介護・要支援（事業対象者）認定を受けられた方は、自己負担はありません。介護保険から全額給付されます。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、ケアプラン作成が行えない場合があります。その場合は、各保険者と相談させていただきます。

(1-1) 居宅介護支援費

※ 1 単位 10.21 円

| | | | |
|------------|---------------------------------------|-----------|---------|
| 居宅介護支援費(Ⅰ) | 介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1~45 件未満 | 要介護 1・2 | 1086 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 1411 単位 |
| 居宅介護支援費(Ⅱ) | 介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 45 以上~60 件未満 | 要介護 1・2 | 544 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 704 単位 |
| 居宅介護支援費(Ⅲ) | 介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上 | 要介護 1・2 | 326 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 422 単位 |

(1-2) 居宅介護支援費【減算】

| | | |
|--------------------|--|---------------------------|
| 特定事業所集中 減算 | 正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福祉 用具貸与) | 1 月につき 200 単位減算 |
| 運営基準減算 | ①適正な居宅介護支援が提供できて いない場合 ②運営基準減算が 2 月以上継続して いる場合 | ①基本単位数の 50%に減算 ②算定できない |
| 高齢者虐待防止措置 未実施減算 | 高齢者虐待防止に必要な措置を講じて いない場合 | 基本単位数の 1%を減算 |
| 業務継続計画未策定 減算 | 業務継続計画策定及び必要な措置を講 じていない場合 (令和 7 年 4 月 1 日から適用) | 基本単位数の 1%を減算 |

(1-3)加算について

※ 1 単位 10.21 円

| | | |
|-------------------------|---|--------|
| 初 回 加 算 | 新規として取り扱われる計画を作成した場合 | 300 単位 |
| 入院時情報連携 加算(Ⅰ) | 利用者が病院または診療所に入院したその日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合。入院日以前の情報提供も含む ※営業時間終了後や営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日の情報提供であっても加算の算定可 | 250 単位 |
| 入院時情報連携 加算(Ⅱ) | 利用者が病院または診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院または診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合 ※営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合には、その翌日の情報提供であっても算定が可 | 200 単位 |
| イ) 退院・退所 加算(Ⅰ)イ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること | 450 単位 |
| ロ) 退院・退所 加算(Ⅰ)ロ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること | 600 単位 |
| ハ) 退院・退所 加算(Ⅱ)イ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること | 600 単位 |
| ニ) 退院・退所 加算(Ⅱ)ロ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること | 750 単位 |
| ホ) 退院・退所 加算(Ⅲ) | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること | 900 単位 |
| 緊急時等居宅 カンファレンス 加算 | 病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 | 200 単位 |
| 通院時情報連携 加算 | 病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 | 50 単位 |